



日本私立中学高等学校連合会発行
 東京都千代田区九段北四丁目二番五号
 (私学会館内) 郵便番号一〇二〇〇七三
 電話 〇三(三三六)二八二八・一六八五
 購読料は一年で三千元(会費を含めて徴収)

www.chukoren.jp

内容

地方交付税措置	2面
高校等就学支援金	3面
全国生徒収容対策会議	4面
日私教研だより	8面

鈴木寛文部科学副大臣 谷の私学会館で開かれた。

副大臣は「可能な限り公私間格差是正に努力」

本連合会から就学支援金の事務負担軽減を担当主任視学官に要請

本連合会の第十四回常任理事会が二月九日、東京・市ヶ

谷の私学会館で開かれた。

この日は平成二十二年度私学関係政府予算案が決まって以降、初めて開かれた常

任理事会だったため、鈴木寛・文部科学副大臣が出席し同省の来年度予算案の概要を、続いて河村潤子・高等教育局私学部長が私学関係予算案や私学関係税制改正の概要を説明した。また

袖山禎之・初等中等教育局高校無償化準備室主任視学官が今年四月から実施される

このうち鈴木副大臣は、公共事業予算が前年度比一八%削減される中で、私学関係予算は荒っぽい単純計算だが、

高等学校等就学支援金を加えて前年度比一・五倍に増えたこと、

九兆円という税収減の中で、予算案編成の段階では高校無償化の実施も危ぶまれたこと、(教育費には)莫大な公私間格差があること、それが

良くないことを共有している

とした上で、「可能な限り(公私間格差の是正に)努力していく」考えを明らかにした。

また鈴木副大臣は教員養成や教員免許更新制の今後についても考えを明らかにした

が、更新講習を受けないと教員免許が失効することに関して法的に結論を出す必要

があるため、来年の通常国会で第一弾の法改正を行うこと、同時に教員養成のあるべき姿も示したいと語った。

このあと河村私学部長が来年度私学関係予算案の概要等を説明したが、常任理事からは、耐震化のための改築補助が検討されない理由などが尋ねられ、河村部長は、「私立

学校の施設整備(支援)は融資の(枠の)中で行う」とい

う振分けが続いていることなどを説明した。

説明を行った袖山主任視学官は、授業料は予め就学支援金を減額した形で徴収してほしい、四月下旬から五月上旬には学校に就学支援金を届けたい、認定申請書に係る事務はできるだけ簡便にしたいなど説明したが、近藤副会長は、支援金を頂いた後に授業料の相殺(減額)を速やかに行えばよく、私立高校が豊富な融資を受けてまで対応するのは筋違いではないか、また私立高校は就学支援金の円滑な実施に協力する考えなので、事務負担の軽減等の面で私学への配慮を考えてほしいと要請した。吉田会長も私学は真剣に悩んでいることを知ってほしいと理解を求めた。

このあと福島事務局が三月九日の全国理事会・全国評議員会合同会議に上程する本連合会の平成二十二年度事業計画案、同予算案等の概要を説明した。このうち平成二十二年度の事業計画案に関して

は、公立高校並みの取り扱いを求めて高校等就学支援金の改善を目指していくこと、紐付き補助金を止めてすべて交付金化する「一括交付金構想」を打ち出している原口総務大臣に私学助成への理解を訴えていくこと、調査報告の電子媒体化を進めることを新たに盛り込むとした。

中央は鈴木寛文部科学副大臣



また来年度予算案に関しては、中学校卒業者が今年、前年度に比べて三万人増える見通しながらも、私立中学高校の生徒数が増える状況が見出しにくいいため、前年度同数の生徒数をベースに予算案を編成することなどを説明した。

この後、部会・委員会活動報告では、教育制度委員会から学習指導要領の解説書が出そろい、同省のホームページに掲載されていることが報告されるなどした。

平成22年度私立高等学校等に対する助成財源計画等

【総額】

(単位：億円)

区分	平成21年度		平成22年度		備考
		対前年度比		対前年度比	
国庫補助金	1,013.99	2.44[0.24%]	972.35	△41.64[△4.11%]	「私立高等学校等経常費助成費補助金」
	24.51	△2.44[△9.05%]	26.15	1.64[6.69%]	「私立高等学校等経常費補助金」
計	1,038.50	0[0.0%]	998.50	△40[△3.85%]	
地方交付税	5,321	106[2.0%]	5,392	71[1.3%]	私立高等学校生徒授業料軽減費分
	20	20[皆増]	50	30[150%]	
計	5,341	126[2.4%]	5,442	101[1.9%]	
計	6,379.5	126[2.0%]	6,440.5	61[1.0%]	

【生徒等1人当たり単価】

(単位：円)

区分	平成21年度		平成22年度		備考 (国庫補助金単価に含まれる特別分、地方交付税の授業料軽減分)
		対前年度比		対前年度比	
高等学校 (全日制・定時制)	国庫補助金	52,743	418[0.80%]	52,743	0[0.00%]
	地方交付税	248,200	5,400[2.2%]	253,400	5,200[2.1%]
	計	300,943	5,818[2.0%]	306,143	5,200[1.7%]
中学校	国庫補助金	45,772	46[0.10%]	45,772	0[0.00%]
	地方交付税	247,900	5,600[2.3%]	253,100	5,200[2.1%]
	計	293,672	5,646[2.0%]	298,872	5,200[1.8%]
小学校	国庫補助金	44,116	44[0.10%]	44,116	0[0.00%]
	地方交付税	247,900	5,600[2.3%]	253,100	5,200[2.1%]
	計	292,016	5,644[2.0%]	297,216	5,200[1.8%]
幼稚園	国庫補助金	22,587	179[0.80%]	22,587	0[0.00%]
	地方交付税	144,400	4,200[3.0%]	146,800	2,400[1.7%]
	計	166,987	4,379[2.7%]	169,387	2,400[1.4%]
高等学校 (広域以外の通信制)	国庫補助金	9,585	0[0.0%]	9,585	0[0.0%]
	地方交付税	53,900	1,200[2.3%]	55,000	1,100[2.0%]
	計	63,485	1,200[1.9%]	64,585	1,100[1.7%]

地方交付税措置

前年度比1.3%の増額

国庫補助と合わせ636.4億円余の財源計画に

平成二十二年年度の私立高校等の経常費助成に係る地方交付税措置は総額で前年度比一・三%増の五千三百九十二億一円となった。二十二年年度

庫補助金九百七十二億三千五百円(文部科学省の「私立高等学校等経常費助成費等補助一九百九十八億五千万円のうち都道府県向け分)と合わせると、各都道府県が私立高等学校等への助成事業に使える財

源措置額等は、総額で前年度四十三円(前年度比一・七%増)となる。中学校については、国庫補助の単価が四万五千七百七十二円、地方交付税措置が二十五万三千三百円、両者の合計額は、前年度比一・八%増の二十九万八千八百七十二円。小学校については、国庫補助が四万四千四百十六円、地方交付税措置が二十五万三千四百円、両者を合わせた額は二十九万七千二百十六円で前年度と比べると一・八%の増額。幼稚園については、国庫補助二万二千五百八十七円、地方交付税措置が十四万六千八百円、両者を合わせ十六万九千三百八十七円となる。

国庫補助と地方交付税措置を合わせた額が、「標準単価」。高校の場合は、ほとんどの県がこれを上回る額を補助しているが、小・中学校では大半の県が標準単価すら下回る状況。地方交付税措置では、そのほか、「私立高等学校生徒授業料軽減費分」として約五十億円(前年度比三十億円増)等が計上されている。

文部科学省

高校等就学支援金で説明会開催

授業料以外の納付金は対象外

文部科学省は一月十五日、同省に各都道府県私立学校所管部局の担当者を集め、公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会を開催した。説明会では、初等中等教育局高校無償化準備室の担当らが、高校等就学支援金に関して同省が作成した資料「Q&A」に基づいて、説明を行った。同省の「Q&A」によると、制度全般に関しては、高校等就学支援金の支給期間は全日制で三十六カ月、定時制・通信制で四十八カ月が上限、支給に当たって年齢制限は設けず、二十歳以上も対象とすること。支給対象範囲に関しては、留学生でも本人(保護者)が授業料を負担している、国内に住所を有する者は対象にすること、在外教育施設に通う生徒は支給対象外とし、各学校の特待生

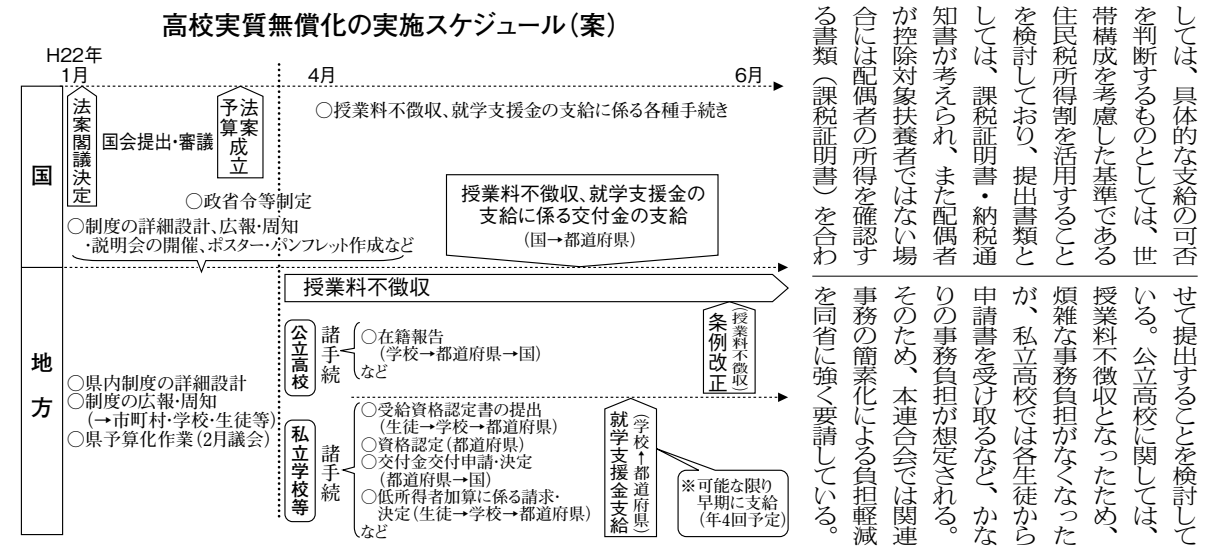
制度によって授業料免除を受けている生徒に関しては、支給対象とするが、授業料負担がゼロ円の場合、国費の対象としないこと。対象となる私立学校等において授業料と就学支援金の差額を滞納している場合でも支給対象とすること。支給額に関しては、私立高校の授業料以外の納付金(実習費、施設設備費等)は就学支援金の対象外で、授業料と

して徴収するもののみを対象とする方向。一単位を基準に授業料を設定している単位制高校に関しては支給額の特例を設ける方向。支給期間に関しては、休学している期間については、支給を受けることができる月数自体が決まっているため、休学等の場合は申請に基づき猶予を受けることができるようにする方向。資格認定に関しては、四月

中に本人から学校設置者に申請書提出する方向、申請書については国が省令・告示等で様式を示し、学校設置者において作成する予定。支給方法に関しては、国から都道府県への交付は年に四回(四月、七月、十月、一月)を予定、県から私立高校等への就学支援金の支給もこれを踏まえたものになる見通し。学校設置者(学校法人等)が就学支援金を代理受領するスキームの方向で、支給者は都道府県とする方向。低所得者加算に関

高校無償化 文部科学委で審議始まる

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」が二月二十九日、衆議院に提出された。予算関連法案のため三月中には成立、四月一日施行の予定。この法案は、公立高校等については授業料を徴収しないものとし、



地方自治体に授業料収入相当額を国費で負担する。一方、私立高校等に対しては保護者の所得に応じて年額十一万八千八百円〜二十三万七千六百円を国が助成、高校等が代理受領する仕組み。衆議院の予算委員会では、高校無償化政策に伴う公私間格差拡大の恐

ろななどについて野党議員から質問が出され、川端文部科学大臣は、格差が縮小することを確信していると答弁している。二月二十五日の本会議での趣旨説明に続いて、二十六日には衆議院の文部科学委員会で川端大臣による提案理由説明が行われる予定。

しては、具体的な支給の可否を判断するものとしては、世帯構成を考慮した基準である住民税所得割を活用することを検討しており、提出書類としては、課税証明書・納税通知書が考えられ、また配偶者が控除対象扶養者ではない場合には配偶者の所得を確認する書類(課税証明書)を合わせる必要がある。公立高校に関しては、世帯構成を考慮した基準である住民税所得割を活用することを検討しており、提出書類としては、課税証明書・納税通知書が考えられ、また配偶者が控除対象扶養者ではない場合には配偶者の所得を確認する書類(課税証明書)を合わせる必要がある。公立高校に関しては、世帯構成を考慮した基準である住民税所得割を活用することを検討しており、提出書類としては、課税証明書・納税通知書が考えられ、また配偶者が控除対象扶養者ではない場合には配偶者の所得を確認する書類(課税証明書)を合わせる必要がある。

平成21年度 全国生徒収容対策会議を開催

「高校無償化」の影響など報告も 公私協議活性化の実例も

本連合会は、このほど、東京・市ヶ谷の私学会館で「平成二十一年度全国生徒収容対策会議」を開催した。

今年、例年どおり公私立高等学校協議会に関する諸問題の調査報告の概要説明、各地区の情勢報告（埼玉県、岐阜県、高知県、長崎県）を行

ったほか、「高校無償化や公立高校入学者選抜方法の見直しの影響」にテーマを絞った報告・情報交換を行った。

協議会としては形がイ化していったことから、運営の改善を求めたところ、高校の入学者数を話し合う協議会が新設され、公私協をなくさないことを条件に県教委の担当者とも

話し合いが出来るようになってきたことを報告。

大阪私立中学高等学校連合会の坪光正躬副会長が橋下徹知事が進める公立高校重視の政策の中で、従来うまく機能してきた公私協は今年一度開かれただけで、私学助成も二年間で六十億円程度削減され、しかも平成二十二年から高校に対する授業料軽減

摘、保護者の教育費負担の公私間格差是正の必要性などを指摘した。

このうち無償化等の影響にテーマを絞った報告・情報交換では、青森県私立中学高等学校協会が私立高校協

「平成二十一年度公私立高等学校協議会に関する諸問題の調査報告」に関しては、本連

の県で低下、公立中高一貫のブームに翳りが見られた。

私学側の動向・課題等に関する調査結果が報告された。それによると大半の私学協会では公立志向の増大、公立受験生増加への懸念、私立の志願者・受験者の減少とそれに伴う私学経営への圧迫を心配していることなどが分かった。

たところ、新たな協議機関が設けられたこと、私学助成について県側の前年度比一〇％削減の意向に強く反対した結果、わずかな削減にとどまったこと、今後、公立高校の入試制度の変更を検討するに当たっては、私学側から委員を出すことを県教育長が確約してくれたことなどの取り組みを報告した。

公立中高一貫校ブームに翳り 公私協の調査結果を報告



全国生徒収容対策会議であいさつする吉田会長

は私学側ばかりで

た。公立中高一貫教育校については、受験倍率がほとんど

募集・入試への影響と今後の

題とする協会が多かった。

を語った。

全審連

通信制高校問題で文科省に改善要望

//サポート校に教育丸投げの実態も//

通信教育規程改正訴える

全国私立学校審議会連合会 近藤彰郎会長、実吉幹夫副会長、吉田晋運管理事は、二月十六日、同連合会が長年、文科省に改善を求めてきた「通信制高校問題」で、この問題を担当する初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度

部科学省に改善を求めてきた「通信制高校問題」で、この問題を担当する初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度

改革案の天野宏之専門官らを訪ね、通算九度目となる改善要望を行った。川端文部科学大臣や鈴木副大臣、金森初等

中等教育局長にも要望書を提出した。今回の要望は、①通信制高校については、国が具体的なガイドラインを示すこと、②株式会社立学校の新たな設置認可は慎重にすべき――の二点。このうち①については、通信制高校の一部にいわゆるサポート校(学校で

は、通信制高校の一部に

たな設置認可は慎重にすべき

通信教育規程」を改正する

はない)に教育を丸投げするなど公教育機関としての責務を果たしていない事例が少なくないこと、通信制高校は教育活動が複数の都道府県にまたがるため、認可した県だけで指導監督することには限界がある。そうした実態を考慮し、高校通信教育制度が時代に即して健全に運営されるよう早急に実態調査を行い、その結果を踏まえて「高等学校

全審連発第20号
平成22年2月16日

全国私立学校審議会連合会
会長 近藤 彰郎

要望書

全国私立学校審議会連合会は、私立学校法に基づいて、各都道府県知事の諮問機関として設置されている「私立学校審議会」の連合組織です。

私立学校審議会は、私立学校を取り巻く諸問題について研究・討議を行い、諮問に答え、意見を具申していくことが求められています。

このような立場から、教育現場に立つ者として、日本のこれからの教育を憂い、以下2点について問題を提起いたしますので、対策を講じられますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 通信制高等学校については、国が具体的なガイドラインを示すこと。

高等学校通信教育は昭和23年に国によって制度が創設され、当初の目的は、勤労学生に高等学校教育を提供するという役割であった。しかし、その後の社会情勢の大きな変化により、現在の実態は中途退学者や不登校生を受け入れる教育施設として大きく様変わりしている。しかも、通信制高等学校の一部には、「学校」ではない、いわゆる「サポート校」に教育を丸投げするなど、公教育機関としての責務を果たしていない事例が少なくない。

現在、通信制高等学校は増加傾向にあり、特に株式会社立の通信制高等学校の増加が顕著である。通信制高等学校は、教育活動が複数の都道府県にまたがるため、その実態を把握することは非常に困難であり、認可県だけで指導監督することには限界がある。

本連合会は本件について、平成10年度以来8回にわたって文部科学省に改善方を要請してきたが、「高等学校通信教育規程」は現状に見合った改正が行われることなく今日に至っている。

については、高等学校通信教育制度が時代に即して健全に運営されるよう、早急に実態調査を実施され、その結果を踏まえて制度を改善するよう強く望むものである。

2. 株式会社立学校の新たな設置認可は、慎重にすべきである。

構造改革特別区域法に基づき設置された株式会社立学校については、そのうち高等学校以下の約半数の学校が赤字経営の状況にあり、教育の質の維持・向上の観点からも公教育施設として不適切な問題が生じている。このような現状から、株式会社立学校の今後の設置認可は、慎重にすべきである。

また、現在、株式会社立学校設置者が学校法人化を希望しているとの側聞するが、当該設置者が学校法人化するについても教育の質の確保するため、学校法人設立認可手続きによるべきである。

以上

の今後の設置認可については慎重にすべきで、当該設置者が学校法人化するについても教育の質の確保から学校法人設立認可手続きによるべきだと要望した。全審連の要望に同省は通信制高校に質の低下があることは認識しているとの考えを示したが、具体的な改善策への言及はなかった。

本連合会はこのほど「平成二十一年度調査報告書」を刊行した。この報告書は、昭和三十七年以来、毎年度、私立

中学・高校等の学校数や生徒数、入学状況、財務状況などをまとめているもの。調査日は毎年五月一日付。財務状況は前年度決算。それによると、私立高校全日制(中等教育学校後期課程を含め)の定員充足率は、前年度と比べ〇・五ポイント改善して七六・八%となったが、生徒数は前年度比で約六千五百人減少し、約九十九万二千人となったことなどが分かった。

学校種、課程別に現状を概観してみると――。

■高校全日制(中等教育学校後期課程を含む)
調査対象とした活動中の学校は、高校全日制が千三百五十九校、中等教育学校が十二校で合わせて一千三百七十七校。うち男子校が百十九校、女子校が三百五校、共学校が八百八十六校、男子部・女子部校が七校。一校当たりの学級数は二・三・三学級で、前年度と同

99.1
万人に減少

中学生数は1
%増え
26.3
万人

21年度調査報告書を刊行

数だった。一校当たりの最多少が続けている。男子校の定員充足率は八二・六%、共学校が七九・五%、男子部・女子部校が七七・六%、女子校均競争率は二・七倍だった。

総生徒数は九十九万二千二百七十七人で、前年度に比べ六千四百七十九人、〇・六%減少していた。男女比率は男子五二・五%、女子四八・五%。家庭科が七六・六%、工業科が六九・四%、商業科が六二・七%で、普通科や商業科の定員充足率の上昇が全体比で六・〇人の減少。学科別に入学定員は三十八万二千八百六人で前年度に比べ約五千人の減少。それに対する志願者数は百十四万七千二百三十三人で前年度に比べ約二万四千

は、七五二・六人で前年度に比べ六・〇人の減少。学科別に入学定員は三十八万二千八百六人で前年度に比べ約五千人の減少。それに対する志願者数は百十四万七千二百三十三人で前年度に比べ約二万四千

は、七五二・六人で前年度に比べ六・〇人の減少。学科別に入学定員は三十八万二千八百六人で前年度に比べ約五千人の減少。それに対する志願者数は百十四万七千二百三十三人で前年度に比べ約二万四千

人、定員充足率は八四・三%。前年度に比べ〇・三ポイント上昇していた。

■私立高等学校通信制
活動中の学校は百十校。生徒数は八万一千七百八十二人。二人減少していた。七百二十四校の学則定員は三十七万八千二百八十二人で、学則定員充足率は八一・二%。前年度に比べ〇・二ポイント低下していた。男女別では、男子校の定員充足率は九一・三%、女子校は七五・九%、共学校は八一

人、定員充足率は八四・三%。前年度に比べ〇・三ポイント上昇していた。

■私立中学校(中等教育学校前期課程を含む)
活動校七百二十四校(うち中等教育学校前期課程は十三校)が調査対象。七百二十四校の内訳は男子校が九十四校

人、定員充足率は八四・三%。前年度に比べ〇・三ポイント上昇していた。

■私立中学校(中等教育学校前期課程を含む)
活動校七百二十四校(うち中等教育学校前期課程は十三校)が調査対象。七百二十四校の内訳は男子校が九十四校

人、定員充足率は八四・三%。前年度に比べ〇・三ポイント上昇していた。

■私立中学校(中等教育学校前期課程を含む)
活動校七百二十四校(うち中等教育学校前期課程は十三校)が調査対象。七百二十四校の内訳は男子校が九十四校

人、定員充足率は八四・三%。前年度に比べ〇・三ポイント上昇していた。

■私立中学校(中等教育学校前期課程を含む)
活動校七百二十四校(うち中等教育学校前期課程は十三校)が調査対象。七百二十四校の内訳は男子校が九十四校

二・三学級で、前年度と同

は、七五二・六人で前年度に比べ六・〇人の減少。学科別に入学定員は三十八万二千八百六人で前年度に比べ約五千人の減少。それに対する志願者数は百十四万七千二百三十三人で前年度に比べ約二万四千

人、定員充足率は八四・三%。前年度に比べ〇・三ポイント上昇していた。

■私立中学校(中等教育学校前期課程を含む)
活動校七百二十四校(うち中等教育学校前期課程は十三校)が調査対象。七百二十四校の内訳は男子校が九十四校

第三者評価ガイドライン 議会

細かすぎるとの指摘も

私学に関する記述一部修正

文部科学省の「学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議」の第八回会合がこのほど、都内の会館で開かれ、ガイドラインに盛り込むべき事項に関する審議を進めたほか、昨年九月から十一月に同省が直接あるいは地方に委託して実施した「第三者評価の実地検証」の評価対象校や設置者、都道府県、評価者へのアンケート調査の中間集計が報告された。

それによると、第三者評価の実地検証は学校運営の改善に役立つものだったかとの設問に対して、「非常に役に立つ」「一定程度役に立つ」を合わせて九割を超える高評価を得られたことなどが同省から報告されたが、回答では「一定程度」「どちらかというと適切」「わりとあてはまる」との積極的な評価ではない比率が高かったこともあって、委員からは回答校の匿名性が担保されなかった問題点や、うまうまかかったという回答(の中心)を大事にした方がいい、といった意見が聞かれた。

ガイドラインに盛り込むべき事項に関しては、前回からの修正ポイントが説明され、審議を行ったが、評価者の確保がかなり大変だが、それに関する記述が踏み切れていない、第三者評価のハードルが高すぎる、ガイドラインはあまり細かくない方がいい、具体的事例を紹介すればいい、

紙ベースのガイドラインではなく、ユーザ満足度の高いWEBサイトを開設すべきだ、同協力者会議の天笠茂原長か

中央教育審議会
教育部
教育課程
中央教育

学習評価WGが中間報告

高校の観点別評価実施見送り

からも読み手の側から盛り込むべき事項に関して精選を図ることが大事などの意見が出された。なお私立学校に関する記述が一部変更された。

私立学校に関する記述は、学校種別・学校の設置者の別による特性への配慮の中の、方向性として記載されている。

具体的には、「私立学校においてはそれぞれ建学の精神に基づいた教育が行われており、かつ学校を選択する段階で様々な評価を常に受けている点を考慮する必要がある」となった。前回までは、線引き部分が「選択を通じてある種の」となっていた。

委員からは「関心・意欲・態度」と他の要素との関係の整理が必要、「新学習指導要領では「生きる力」をどう育てるかが課題となっているが、評価がそれに沿ったものになっているか」「実際には、高校は小・中学校の、大学は高校の評価をあまり信用していない。学習評価が理解されていない実態がある」などの意見が出された。

中央教育審議会・初等中等教育分科会教育課程部会(部長長・梶田徹一・兵庫教育大学長)は、二月十二日、東京

しつつ、新しい学習指導要領の趣旨を反映させるために、いくつかの見直しを提言している。

観点も一部改正する。また「関心・意欲・態度」は、必ずしも分かりやすい形で現れず、評価にあたっては教師の負担感が大きいとの指摘があることから、三段階評価でなく、二段階で評価するなどの工夫も考えられるとしている。

中間報告は三月初頭まで、パブリックコメントにかかられた後、その結果も踏まえ、同部会およびワーキンググループで引き続き審議することになっている。

・港区の三田共用会議所で会議を開き、「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ」(主査〓無藤隆・白梅学園大学教授)から新学習指導要領に対応した評価の見直しなどについて中間報告を聴取した。

評価の観点については、従来から用いられてきた四観点という枠は変更せず、「思考・判断」の項目に、新たに「表現」を追加。基本的な知識・技能は「知識・理解」や「技能」、主体的に学習に取り組む態度は「関心・意欲・態度」、思考・判断し、その内容を表現したものは「思考・判断・表現」で評価する。

これを受けて、各教科別の

次回WGは、三月十七日に開かれる予定で、教育課程部会やパブコメで指摘のあった事項も考慮して、大詰め

教育改革の動向

同WGの中間報告では、観点別学習状況の評価は小・中学校の現場で定着してきていると分析。評価の大枠を維持

これを受けて、各教科別の

高等学校の指導要録につい

た事項も考慮して、大詰め

私学経営研究会 6月3・4日、仙台市で 政策転換 期を拓く 私学経営と教育

テーマに

財団法人日本私学教育研究所が主催する「平成二十二年 度全国私立中学高等学校 私学経営研修会」は、六月三・四の両日、宮城県仙台市の仙台ガイデンパレスを会場に開かれる。

参加資格は、私立中学高校の理事長、校長、副校長・教頭、事務長、またはこれらに準じる管理職で、全国から百五十人の参加を見込んでい

る。研修テーマは、「政策転換期を拓く私学経営と教育」で、研究のねらいは、『私学教育』を【特色教育】【生徒募集】【教員育成】【学校経営管理】【高校無償化】の五つの視点から考察する。

初日の基調講演は故郷の言葉

葉「ケセン語」の提唱者で研究者の山浦玄嗣・山浦医院病院長・医学博士。演題未定。初日はその後、報告やパネ

ルティスカッションが予定されている。二日目は午前中のみで報告と全体会(意見交換会)、総括。

講演や報告の内容など研修会の詳細については、今後決定される。

初日は、午後から開会式、全体会(報告・記念講演)。全体会では中高連及び日私教研の事業、今後の私学教育への取り組み方が報告され、作家・評論家の柳田邦男氏が記念講演を行う。演題は未定。

①私学経営部会⇨私学の活性化と魅力ある学校づくり
②教育課程部会⇨教育課程における私学の独自性と展望
③生徒指導部会⇨基本的生活習慣―自立・自律―を育成する生活指導
④進路指導部会⇨生徒の潜在能力を掘り起こす、堅実な進路指導の実践
⑤国際理解教育部会⇨私学教育における国際交流・国際理解
⑥特色教育部会⇨社会のニーズに応える特色ある私学教育のあり方。

研究会 大会 10月14・15日、佐世保市で 6部会に700人が参加へ

第五十八回全国私学教育研究集会会長崎大会が十月十四・十五の両日、佐世保市のウインス佐世保ゲルックホールを

県、佐世保市が予定されている。実施は長崎県私立中学高等学校協会・九州地区私立中

学高等学校協議会。研究目標は、「時代を創造する人材の育成をめざして」

二日目は部会での研究協議。詳細は未定。六部会が開かれる。部会名と研究のねらいは次の通り。

◆

2月27日 委託研究員研究成果報告会

財団法人日本私学教育研究所の平成二十一年度委託研究員研究成果報告会が二月二十七日、東京・市ヶ谷のアルカディア市ヶ谷で開催され、第

一回目として、全国二十八人の委託研究員のうち十二人が研究成果を報告する。

この報告会は、小学校から高等学校までの教員による、文系、理系を問わない、多岐にわたる、現場教員の日頃の取り組みが報告されるという、ユニークな会となっている。

報告内容は、全て実践を伴い、現場での必然性に基づいた、机上の空論に終わらないものとなっている。どの研究も、報告会のための研究ではなく、今回の報告が一つの通過点であり、今後の発展が大いに期待される内容である。昨年度から公開報告会とし

ているが、聴講される方も増え、活発な質疑応答がなされている。報告した委託研究員も今後の取り組みへの意欲を新たにし、私学の独自性を発揮するために何か必要かを考える意見交換会として、有意義なものとなっている。



なお、三月六日には、同所で十六人の委託研究員による第二回委託研究員研究成果報告会が開催される。